1)西側(青森県)の除去計画について

除去方針について

ケース	処理・処 分方法	汚染拡散防止対策工事		廃棄物除去工事			
		内容	工期	工事の内容	工期	撤去量	
1	全量撤去	【主要施設】 浸出水処理施設等 鉛直遮水工	4年	・廃棄物の全量撤 去(特管相当廃 棄物は優先的に 撤去)	10年	約 670,000m ³	
2	部分撤去	【主要施設】 浸出水処理施設等 鉛直遮水工	4年	特管物相当廃棄物は優先的に優先を量かがある。・ダイオキ・ジー・・グー・・グー・・グー・・グー・・グー・・グー・・グー・・グー・・グー・	10年	約330,000m ³ + ダイオキ シン類の土 壌環境基準 を超えるも の	
3	部分撤去 (ケース2+)	【主要施設】 浸出水処理施設等 鉛直遮水工	4年	・特別を全外になり、 特別を全 外になり からい から かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい	10年	約330,000m ³ + ダイオキ シン類の土 壌環点るも の +	

ケース2、3についての説明資料

有害廃棄物とは土壌環境基準(環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法)を超える廃棄物とする。

有害廃棄物は、全量を撤去または浄化する。

- ・特別管理産業廃棄物(汚泥)の判定基準を超える廃棄物は優先的に 撤去する。
- ・それ以外の有害廃棄物は撤去又は浄化する

廃棄物の推定総量とその内訳

	推定廃棄物量(万m³)										
廃棄物区 分	廃棄物	有害廃棄物(土壌環境基準值超過相当廃棄物)									
			優先的に 撤去すべ き廃棄物	撤去又は除去すべき廃棄物				その他の			
			特管相当 廃棄物	DXN類基 準値超過 相当廃棄	重金属類基準值超過 相当廃棄物		VOC基準 値超過相 当廃棄物	廃棄物			
				物	(鉛)	(フッ素・ホウ素)					
バーク堆 肥主体	18.3	10.2	7.0			3.0	0.2	8.1			
焼却灰主 体	26.2	25.3	18.0	1.3		3.0	3.0	0.9			
RDF様物 主体	5.5	5.5			5.5						
汚泥主体	7.4	3.4	1.4				2.0	4.0			
一時仮置 き場	3.3	3.3	3.3								
旧中間処 理施設	6.3	6.3	3.3	3.0							
合計	67.0	54.0	33.0	4.3	5.5	6.0	5.2	13.0			

廃棄物の推定量は、今後の調査結果により数量の変更もあり得る。